

平成 31 年第 1 回喬木村議会定例会会議録 (第 1 号)

平成 31 年 3 月 4 日 (月曜日)

午前 9 時 00 分 開議

1. 開 会

2. 日 程

第 1 会議成立宣言

第 2 会議録署名議員の指名 (5 番 後藤澄壽議員 ・ 6 番 東原靖雄議員)

第 3 会期の決定

第 4 村長あいさつ

第 5 諸般の報告

1 議長の報告

2 監査報告

3 議案説明員の出席要請の報告

第 6 報告

報告第 1 号 (専決第 1 号) 斑状歯の治療に対する給付額を定めることについて

第 7 議案審議

議案第 1 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

議案第 2 号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 3 号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 4 号 喬木村特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 5 号 富田陶芸館の設置及び管理に関する条例等を廃止する条例の制定について

- 議案第 6 号 阿島傘資料館の設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第 7 号 消防センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8 号 喬木村水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9 号 平成 30 年度喬木村一般会計補正予算（第 5 号）
- 議案第 10 号 平成 30 年度喬木村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 11 号 平成 30 年度喬木村介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 12 号 平成 30 年度喬木村下水道特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 13 号 平成 31 年度喬木村一般会計予算
- 議案第 14 号 平成 31 年度喬木村国民健康保険特別会計予算
- 議案第 15 号 平成 31 年度喬木村後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 16 号 平成 31 年度喬木村介護保険特別会計予算
- 議案第 17 号 平成 31 年度喬木村水道事業会計予算
- 議案第 18 号 平成 31 年度喬木村下水道事業会計予算

3. 散 会

応集議員 12 名

出席議員 12 名

(別表のとおり)

欠席議員 0 名

(別表のとおり)

地方自治法第 121 条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

(別表のとおり)

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

(別表のとおり)

1. 開会

○議長（下岡幸文） おはようございます。本日はご苦労さまです。

定刻となりましたので、ただいまから平成31年第1回喬木村議会定例会を開会いたします。

2. 日程

=== 日程第1 会議成立宣言 ===

○議長（下岡幸文） 日程第1、会議成立宣言を行います。

本日の出席議員は12名であります。

定足数に達していますので、会議が成立していることを宣言いたします。

=== 日程第2 会議録署名議員の指名 ===

○議長（下岡幸文） 続いて、日程第2に進みます。

会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第122条の規定により、5番、後藤澄壽君、6番、東原靖雄君を指名します。

=== 日程第3 会期の決定 ===

○議長（下岡幸文） 続いて、日程第3、会期の決定。

会期につきましては、議会運営委員会を開催しておりますので、委員長より報告を願うことといたします。

後藤議会運営委員長。

○議会運営委員長（後藤章人） おはようございます。

2月26日開催いたしました議会運営委員会の協議の結果をご報告申し上げます。

今定例会の会期は、本日から3月25日までの22日間とし、その日程につきましては、お手元に配布してあります日程表によることといたしました。

本日、上程されます議案は、議案一覧表のとおり報告1件、議案18件です。

その審査につきましては、報告1件、即決議案4件については、初日、本会議で採決し、最終日採決3件を除く11議案については、委員会付託することといたしました。

3月10日、日曜日に行われます一般質問の通告締め切りは、3月5日、月曜、正午といたしましたので、申し合わせ事項を遵守し、質問事項及び要旨をできるだけ明確に記載し、定刻までに通告されますようお願いいたします。

全員協議会は、本日、本会議終了後に予定しております。

なお、議員全員協議会は、本日と最終日に予定しております。

社会文教、総務産業建設各常任委員会は、夜間開催となります。

予算決算常任委員会は、当初予算審議により、平日2日間の審議を行い、翌日、委員会採決を行います。

常任委員会の審議が終了しない場合は、3月20日を予備日として設定していますので、あらかじめご了承ください。

追加議案が上程された場合は、3月25日、本会議開会前に議会運営委員会を開催いたしますのでご了承ください。

報告につきましては、以上でございます。

○議長（下岡幸文） 報告が終わりました。

お諮りいたします。

会期につきましては、ただいまの委員長報告のとおり決するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から3月25日までの22日間に決定いたしました。

=== 日程第4 村長あいさつ ===

○議長（下岡幸文） 続いて、日程第4、村長あいさつをお願いいたします。

市瀬村長。

○村長（市瀬直史） おはようございます。

定例会招集にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

本日ここに、平成31年第1回喬木村議会定例会を招集いたしましたところ、全議員の皆様にご出席をいただき、平成31年度一般会計当初予算ほか重要案件についてご審議いただきますことに、深く感謝を申し上げますとともに厚く御礼を申し上げます。

まず冒頭、このたびの全国町村議長会において、喬木村議会が特別表彰の栄に浴されたことに対しまして、心から敬意を表します。

昨年の早稲田大学マニフェスト研究所による特別表彰に続く受賞ということになりますので、本村議会の夜間・休日議会の取り組みは、全国的には大変高い評価を受けていることとなります。

議員のなり手不足の解消にとさまざまな課題解決に向けての行動は、全国各地からの視察につながり、同じ悩みを抱える多くの自治体に、議会について考える契機を与えることになったとも思っております。

これからも試行錯誤が続くことと思われませんが、よりよい議会のあり方について、たゆまぬ努力をされております議員各位には、行政としましては、心から感謝を申し上げるとともに、議会に負けぬよう、我々も切磋琢磨しながら、理想のむらづくりの実現に向けて邁進してまいる覚悟であります。

さて、年が明けましていよいよ平成最後の年を迎えることになりましたが、おかげさまでとても穏やかな天候に恵まれ、3月を迎えたばかりではありますが、もうすっかり春の陽気といった様相です。喬木村の春を呼ぶいちご狩りも、今年は前年から1農家増え、14農家・1法人、いちごハウス面積も25アール増加し、240アールにてお客様をお迎えしているとのことで、20年ぶりに入園者が5万人を超えました昨年以上に多くの皆様に喬木村を訪れていただければと、大いに期待をしているところでございます。

さて、思い起こせば、平成の時代は、バブル経済のただ中で幕を開けましたが、その後、経済的な低迷に長らく苦しんだ時代でありました。

社会は、急速な少子高齢化社会に突入し、人口減少下での地域社会の維持をどうしていくのが深刻な問題となりました。

また、記録的な猛暑や相次ぐ台風の襲来、突発的な集中豪雨に加え、阪神淡路大震災、東日本大震災等々大きな災害が多発しました。

一方で、情報技術の発達により、社会、生活の仕組みが大きく変わったのも、この時代でありました。

このような状況下で迎えます新しい時代の元号は、4月1日に発表されるようですが、気分も新たに新時代を切り開くスタートの年ということになります。私ども行政に関わる者も、この節目の年に、喬木村発展のためにしっかりと汗をかいていきたいと思っております。

それでは、当面する課題とその対応について申し上げます。

最初に、リニア中央新幹線について、ご報告いたします。

阿島北地区の本線では、昨年末より地権者の方々に対し、補償内容の個別説明が行われております。

それぞれの交渉の状況は、当事者間の守秘義務もあり、承知はしておりませんが、J R 東海や長野県には、移転を余儀なくされる皆さんが充分納得できる対応をお願いしたいなというふうに思っております。

2月7日には、阿島北リニア対策協議会において、事業進捗状況説明会が開催されました。

ここでは、村道121号線から豊丘村境に至る田中入地籍の用地取得範囲の目安が示されております。この箇所は、急傾斜地や保安林があり、リニア本線と一体で管理していく必要があるため、用地取得範囲が、天竜川から村道121号線までの間と比べて広がるということです。新年度より幅杭設置、用地測量及び建物等の調査を行っていくスケジュールが示され、これで村内ルート全体が事業用地の取得に向けて動き出していくこととなります。

堰下ガイドウェイ製作・保管ヤードにつきましては、12月25日に準備工の工事説明会が開催されております。

3つの工区の工事概要や工事用車両の通行ルート及び安全対策、環境保全対策について説明があり、当日出されました意見も参考に、現在、長野県の環境影響評価技術委員会にて協議が行われている段階です。

今後、技術委員会から出された意見により対策を修正し、来月には工事着工になるとお聞きをしております。

ガイドウェイ製作・保管ヤードに至る村道の新設改良事業につきましては、現在、長野県、長野県公安委員会と交差点協議を進めているところであります。協議がまとまってまいりましたら、関係の皆様にご説明をし、事業を進めてまいりたいと考えています。

J R 東海が想定しているガイドウェイ製作・保管ヤードの造成工事は、今年の秋以降になります。その頃には村道新設改良事業もより具体化してくると思います。

住民の皆様には、工事用車両の通行等でご迷惑をおかけすることになりますが、ご理解、ご協力をお願いいたします。

1月15日には、リニア沿線市町村長とJ R 東海宇野副社長をはじめとする幹部との意見交換会が行われました。

これからこの地域は、リニア本線や長野県駅の工事のみならず、国道153北改良、

座光寺上郷道路、座光寺スマートインターチェンジの設置といったアクセス道路網の整備、本村や高森へ整備されるガイドウェイ製作・保管ヤードとそのアクセス道路の整備、三遠南信道飯喬道路3工区や新万年橋の架橋といった工事が集中してまいります。

発注者も受注者も多岐にわたるため、地域全体として工事用車両の運行について調整する機関の設置を、私から提案をさせていただきました。

この意見交換会を経て、2月15日、阿部知事とJR東海金子社長とのトップ会談が開催されたところです。内容については、報道された内容以上のものはまだ入っておりませんが、トップ会談による課題解決の進展に期待をしております。

続きまして、三遠南信自動車道について、ご報告いたします。

愛知・静岡両県内の佐久間道路・三遠道路につきましては、佐久間川合インターチェンジと東栄インターチェンジの間6.9キロメートルが、一昨日、3月2日に開通をいたしました。

青崩峠道路におきましては、平成26年に着工されました調査用トンネルの掘削は、難工事が予想されましたが、比較的順調に進み、この3月16日に本坑着工式が開催されることとなっており、早期開通に向けて期待が高まるところであります。

飯喬道路におきましては、2工区の大龍峡インターチェンジから龍江インターチェンジ間が、平成31年度の開通を控え、順調に工事が進んでおります。

開通いたしますと、飯田上久堅・喬木富田インターチェンジを経て大龍峡エコバレーや中央自動車道と無料で直結することになり、大きく利便性が向上するものと期待をしております。

3工区の本線については、飯田上久堅・喬木富田インターチェンジから富田の小手沢上流部分まで、土工を中心に工事が進められております。また、矢筈トンネル手前の喬木インターチェンジ付近でも、高架橋の下部工事が着手されたところでもあります。

富田、氏乗内の小手沢、雨沢、牛首沢、小豆沢、二日洞の工事用道路5箇所につきましても、それぞれ順調に延伸が図られております。

村内に計画されております残土処理場4箇所についてですが、大和知地区の2箇所につきましては、搬入が大詰めを迎え、法面工等一部仕上げの段階に入っております。

今後、搬入を計画しております大和知九十九公園下の予定地では、現在、樹木の伐採等準備工が進められているところでもあります。

関連事業であります主要地方道下条米川飯田線富田バイパスも、空木沢川、富田沢川への仮設橋を建設するため、進入路や工事用ヤードが造成されているところであります。

南部地区の皆様には、工事用車両の通行等ご迷惑をおかけしているところでありますが、スムーズな事業進捗を図るため、今後ご理解、ご協力をいただきますようお願いいたします。

以上申し上げましたとおり、リニア中央新幹線、三遠南信自動車道ともに、村内各地で目に見える形で大きく事業が動き出してまいりました。

引き続き、住民の皆様へ寄り添い、住環境への影響を最小限にしつつ、最大限事業進捗を図られるよう取り組んでまいります。

次に、保育園の統合への取り組みについて、ご報告いたします。

保育園が抱えている課題解決のために、北保育園と中央保育園の統合について進めていくことについて、12月議会の一般質問で答弁をさせていただきました。

現在、統合に向けての課題の洗い出しや関係機関との連絡調整を行っております。

今後、3月7日から9日にかけて保護者説明会を開催し、保育園の抱えている課題、あり方検討委員会での検討の経緯、建設候補地の提示、今後のスケジュールなどについて説明し、建設候補地のアンケート調査を実施する予定となっております。

その後、2019年度末から2020年度初めにかけて基本設計、その後の実施設計を経て、最短で2021年からの建設工事着手といったスケジュールを予定しております。

いずれにしましても、保護者の皆さん、住民の皆様のご理解をいただく中で進めていかなくてはならない事業でありますので、慎重に進めていきたいと考えております。

次に、学校教育関係になりますが、11月臨時会、12月定例会でお認めをいただきました、小中学校のエアコン整備につきましては、現在、エアコン機器の設置工事を行っております。春休みに入りましたら、電気工事を行う予定となっております、3校とも年度内、3月中の事業完成予定となっております。

また、ICT機器を活用した主体的で対話的な深い学びの実現に向けて、来年度も引き続き、先進的な取り組みを継続するとともに、全国への情報発信や多くの地域との交流活動を充実していきたいと考えております。

併せて、2020年度から始まります小学校での英語の教科化に向けて、村としましては先行して英語の免許を持った教員を雇用し、小学校の外国語教育の推進を図っていきたくて考えておりますし、中学生の英語力向上のため、放課後の教育支援事業であ

るたかぎ未来カレッジにおいて、英語に特化した講座を設けるなど、外国語教育についても特に力を入れていきたいと考えております。

次に、豚コレラの影響について、ご報告いたします。

2月に愛知県豊田市の養豚場から宮田村の養豚場に子豚が出荷をされまして、宮田村の養豚場と松本市の食肉処理場で豚コレラの発生が確認された問題についてですが、村内には2軒の養豚農家がありますが、いずれも感染は確認されておりません。

また、ふるさと納税の返礼品で扱っております「くりん豚」については、受付を一時ストップするなど対応いたしましたが、宮田村の養豚場で2,500頭近くが殺処分のうえ埋却され、養豚場及び松本の食肉処理施設の消毒などの防疫作業を終えたため、1週間もかからずに豚の受け入れが再開されており、村でも大きな混乱もなく、返礼品の扱いを再開することができております。

しかし、岐阜、愛知等では、未だに収束の兆しが見えないことから、重大な関心をもって今後の防疫体制について注視してまいりたいと思っております。

次に、ふるさと納税につきましては、今年度、おかげさまで予算額である1億5,000万円を既に超えるご寄付をいただいております。

ふるさと納税における返礼品競争の過熱がこれまでも全国で指摘されてきたところですが、平成31年度地方税制改正によりまして、返礼品の返礼割合を3割以下の地場産品とし、こうしたルールを守らない自治体は、ふるさと納税制度の対象から取り消されることとなりそうです。

また、寄付金の募集を適正に実施することも求められ、具体的には、ふるさと納税の募集に関して支出する費用の総額が、受領したふるさと納税の寄付額の2分の1以下という見直しを行うこととされております。

村としましては、これまでもルールに沿って取り組みを進めてまいりましたが、先ほど申し上げました募集にかかる費用が、寄付額の2分の1以下という改正に対応するため、ポータルサイトとの契約の見直し等を図ることとし、新年度予算に反映させておりますので、ご理解いただくようお願いを申し上げたいと思っております。

次に、広域連合で協議されております事項について、何点か申し上げます。

まず、南信州観光公社の中に地域振興室が設置をされまして、地域の観光戦略の核を担う組織となる日本版DMOの登録を目指して活動してまいりましたが、12月21日に観光庁より地域DMOとして認可をされたところであります。

今後は、リニア開通も見据えて、南信州を旅の目的地として、地域全体のマネジメ

ントを担っていただけるよう、しっかりと支援していきたいと考えています。

次に、リニア新時代を見据えた新施設の整備に関する検討状況についてであります。今般、広域連合としては、新施設の具体的イメージとして、アリーナ機能を中心とした複合施設の設置を目指すとの結論に至りました。

詳細におきましては、後から開催されます全員協議会におきまして報告をさせていただきますが、500人規模のコンベンション機能は、産業振興と人材育成の拠点、エス・バードに整備をいたしましたホールを活用することとし、いわゆる劇場型のホールにつきましては、現在、飯田市が、市内に設置してあります飯田文化会館をはじめとする3つのホールの統合を含めた整備計画を策定中でありますので、飯田市が担うこととするものとしたものであります。

県におきましても、新年度予算で、リニア駅近郊エリアのまちづくり構想策定事業を議会に上程しております。

この事業は、リニア駅を核に、魅力的、機能的な学術研究都市形成のために、民間コンサルタントも交えて、必要とされる機能、施設について、整理、提案していくものとし、そのためには必要となる土地利用も立案することとしております。構成は、長野県、飯田市、北部5町村、民間コンサルタントとし、定期的な実務者会議で構想策定にあたります。

本村としましては、新たな施設の候補地として、堰下ガイドウェイ用地を申請しており、また、駅直近の利点を活かし、村を活かすために積極的に参加をしていきたいというふうに考えております。

次に、南信運転免許センターについてですが、報道にありましたとおり、新年度予算において、飯田警察署に運転免許作成機と写真撮影機を計上していただいております。これにより、優良ドライバーと高齢者講習を受けた70歳以上のドライバーには、免許の即日交付ができるようになります。

懸念されますのは、これをもって免許センターの設置はないという憶測でありますけれども、運転免許本部長からは、今回の措置は、将来この地に運転免許センターを設置するための当面の措置であるとの明言をいただきましたので、センターの早期設置に向けてしっかり取り組みを進めてまいります。

次に、看護師等確保対策事業であります。新年度の修学生の募集を3月から開始しております。

本村でもご利用いただいている学生さんがいらっしゃいますが、看護師、助産師、

保健師、准看護師の資格取得を目指し、将来、飯伊地域に戻って職に就いていただければ、返還免除になるという制度でありますので、積極的にご利用を呼びかけてまいりたいと思っております。

最後に、稲葉クリーンセンターについてであります。再三、状況についてはお知らせしてまいりましたが、新たにプラスチックゴミが燃やせるようになった、ゴミの分別方法の変化や景気の動向など、さまざまな要因が重なったことで、ゴミの搬入量が増加をしております。

そこで、改めて、資源は資源に、リサイクルできるものはリサイクルにという基本に立ち返っていただくために、ゴミの減量化キャンペーンに取り組むこととなりましたので、ぜひご協力をお願いしたいというふうに思っています。

それでは、本日提案いたします議案等について、ご説明いたします。

報告1件、辺地計画案件1件、条例案件7件、平成30年度補正予算案件4件、平成31年度当初予算案件6件の計19案件でございます。

はじめに、報告案件の概要について申し上げます。

報告第1号は、斑状歯の治療に対する給付額を定めた専決事案になります。

続きまして、議案の概要について申し上げます。

議案第1号は、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の事業内容の一部を変更するものになります。

議案第2号は、人事院規則の改正に基づきまして、職員の超過勤務時間の上限等を定めるために条例の一部を改正するものです。

議案第3号は、特別職非常勤の日額報酬額などを引き上げるために条例の一部を改正するものです。

議案第4号は、特別職報酬等審議会委員の人数を情勢に合わせるため定めることができるように条例の一部を改正するものです。

議案第5号は、富田陶芸館など建設時の起債償還が完了したものについては、地区管理の施設とすることから、条例を廃止するものであります。

議案第6号は、阿島傘資料館の設置及び管理運営についての規程を整備するものです。

議案第7号は、田上川消防センターについて、建設時の起債償還が完了いたしましたので、地区管理の施設とすることから、条例の一部を改正するものであります。

議案第8号は、水道法施行規則の改正に伴い、布設工事監督者の資格改正を行うた

めに、条例の一部を改正するものです。

議案第9号～12号は、平成30年度一般会計等4会計の補正予算で、それぞれ実績などに基づく年度末の精査が主なものになります。

このうち、一般会計補正予算（第5号）につきましては、国の補正予算を活用する事業としまして、プレミアム付商品券事業74万円、また、昨年5月に発生した新潟女児殺害事件を踏まえまして、通学路の危険箇所16箇所に防犯カメラを設置するための工事費518万4千円を計上しております。

繰越明許費につきましては、リニア関連整備事業など7事業を平成31年度に繰り越すこととしております。

また、地方債補正については、1事業の追加及び2事業の変更をお願いするものになります。

議案第13号～18号は、平成31年度の一般会計予算、3特別会計予算、2事業会計予算になります。

平成31年度の予算編成にあたりましては、第5次喬木村総合計画の4年目として、村の将来像「人が輝き 未来につながる 美し郷 喬木」の実現に向けまして、その具体的手段となる実施計画、また、総合戦略に掲げた事業を基に議論を重ね、「総合計画を着実に推進する予算」「第1期総合戦略の最終年として目標を達成するための予算」として、予算編成を行っております。

議案第13号、平成31年度一般会計予算につきましては、36億3,000万円と、今年度当初予算と比べ、1億5,000万円、4%の減となっております。

歳入面では、村民税は、経済の緩やかな回復基調から微増で見込み、計上いたしました。

地方交付税は、増額が予定されることから、微増で見込んでおります。

財源不足につきましては、財政調整基金の繰り入れにより対応し、引き続き厳しい財政構造となっておりますが、財政調整基金の繰入額は、直近6年間で最も少なくなっております。

また、堰下地区で予定していますリニアガイドウェイ事業地開発の財源としまして、事業実施主体であるJR東海からの受託事業収入と、以前より積み立ててまいりましたリニア・三遠南信道関連活性化基金、公共施設整備基金を取り崩すことで、滞りのない事業実施に努めてまいります。

歳出面では、総合計画の6つの基本目標に沿った予算編成を行っておりますが、平

成 31 年度では、次の 3 項目を重点に取り組むこととしております。

1 つ目は、「少子高齢化対策の推進」になります。

最先端の教育環境を提供し、時代に適応できる能力を子どもたちに身につけてもらうため、来年度も引き続き ICT 教育の取り組みを進めるとともに、学習指導要領の改訂を見据え、新たに英語教員を村が採用し、小中学校での外国語教育の取り組みを進めてまいります。

また、産後健診、産後ケア事業の拡充や移住者への支援金交付などの新たな取り組みに加え、保育所あり方検討会の答申を受け、統合保育園建設への道筋をつけるための費用を予算化するなど、安心して子育てできる環境を整え、現在、喬木村にお住まいの方はもとより、都市部の子育て世代の移住先としても選ばれる地域を目指してまいります。

高齢化対策としましては、タクシー券制度の対象範囲を広げ、通院支援・社会参加の後押しをいたします。

また、信南交通撤退後の村民バスにつきましては、北部タクシー有限会社に委託することとし、4 月から運行を開始します。

村民バス大島線は、車両更新費を予算化し、平成 32 年度の供用開始に備えてまいります。

コミュニティバス、広域バスと併せて、高齢者の皆様の重要な移動手段の確保に、引き続き努力してまいります。

2 つ目は、「防災対策の充実」になります。

今年度は、地震、猛暑、豪雨等異常気象が多く、村でもたびたび避難準備情報を発令する事態となりました。

頻発する大規模災害に備えて、来年度は、災害時に避難所となることが想定される小学校 2 校の避難所機能を強化するため、校舎と体育館のトイレの洋式化を行います。

さらに、福祉避難所である福祉センターへ、窓ガラス飛散防止フィルムを貼り付けるほか、地区の避難所となる地区集会施設へのエアコン設置、トイレの洋式化に対する補助金につきましても予算化をさせていただいております。

また、災害時に本部機能を担う役場庁舎の停電への備えとして、72 時間連続で電気の供給ができる態勢を確保するための非常用電源の整備を行うなど、住民の命を守るという最大の使命を果たすために、防災への取り組みを進めてまいります。

3 つ目は、「リニア・三遠南信道への対応」になります。

リニア中央新幹線・三遠南信道とも、村内区間の工事が本格化してまいります。

リニア関係では、堰下地区に設置がされますガイドウェイヤード事業地について、既に敷地造成のための準備工に着手してはいますが、31年度では、用地費と盛り土造成工事を予算化しております。

J R 東海からリニア本線該当地権者に対し、個別の用地・物件補償の交渉が始まっている中、移転対象となる企業・個人の皆様の不安解消を図るため、引き続き、リニア中央新幹線対策委員会を随時開催いたしまして、情報共有と各課題の協議を行ってまいります。

また、引き続き村内に居住を希望される方への対策や、若い世帯の流出対策、リニア開通による移住促進費として、民間活力の導入による宅地化を含む土地の有効活用を促すため、下段地域における地区内道路網整備の概略設計費を予算化しております。

三遠南信自動車道につきましては、本線工事に加えまして、県道下条米川飯田線の富田バイパス工事が着工となりまして、引き続き工事の進捗に合わせて、国・県・地元の皆様とも綿密に連携して、確実な事業の推進を図りたいと考えております。

議案第 14 号から 16 号の 3 特別会計につきましては、総額は 14 億 500 万円で、今年度に比べて 2,600 万円、1.8%の減となっております。

このうち国民健康保険特別会計では、保険給付費の伸びはあるものの、療養給付費負担金の精算が県単位で行われることになり、今年度に比べ 500 万円、0.9%減の 5 億 4,500 万円となっております。

また、介護保険特別会計では、介護認定者数の減少に伴う介護サービス給付費の減少により、今年度に比べ 1,800 万円、2.2%減の 7 億 8,500 万円となっております。

議案第 17 号、水道事業会計予算につきましては、今後予想される人口減少社会を見据えた健全経営を目指し、資本、資金確保に向けた予算とし、総額で 2 億 2,568 万 6 千円としております。

議案第 18 号は、下水道事業会計予算になります。

現在の下水道等公営企業の状況は、人口減少に伴う料金収入の減少、施設管路の老朽化に伴う更新投資の増大等が懸念をされておりますが、これに対処し、将来にわたって持続可能な経営を確保するには、「経営の見える化」による経営基盤の強化が必要となるため、平成 31 年度より下水道事業を公営企業会計へ移行いたします。予算総額は 5 億 4,079 万 6 千円となります。

以上が、本定例会において審議をお願いする議案となります。

各案件とも、後ほど担当課長より説明をさせますが、慎重審議の上、最終日には全議案ご承認をいただけますようお願い申し上げます。

以上、私からの3月定例会の招集のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（下岡幸文） 村長あいさつを終わります。

=== 日程第5 諸般の報告 ===

○議長（下岡幸文） 続いて、日程第5、諸般の報告に移ります。

◇1 議長の報告

○議長（下岡幸文） はじめに、議長の報告をいたします。

2月6日、全国町村議会議長会第70回の定期総会におきまして、全国の926の町村議会の中から3議会が特別表彰の対象として表彰がされました。喬木村議会も、この3議会の中選ばれ、表彰されました。表彰状につきましては、議会棟1階に掲示してありますのでごらんいただければというふうに思います。

続いて、議案等の受理であります。本定例会に提出された案件は、お手元に配布の議事日程のとおりであります。

◇2 監査報告

○議長（下岡幸文） 続いて、監査報告をお願いすることとなります。

地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、平成30年9月から平成31年2月末までの間に実施しました監査・検査の報告を求めます。

市瀬代表監査委員。

○代表監査委員（市瀬晴康） それでは、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づきまして、昨年9月の議会報告以降に実施した検査・監査の結果につきまして、概略ご報告いたします。

9月は、産業振興課の事務事業の執行状況を、提出資料により説明を受け、確認いたしました。

10月は、教育委員会から、平成30年度の村のICT活用教育の取り組みや保育園の現状と課題等につきまして、提出資料により説明を受け、確認しました。

11月は、保健福祉課の事務事業執行状況を、提出資料により説明報告を受け、確認

いたしました。

また、企画財政課から、平成 29 年度決算に係る財務諸表につきまして説明を受け、確認しました。

12 月は、高速交通対策課の事業執行状況につきまして、リニア中央新幹線関係の進捗状況、三遠南信自動車道の整備進捗状況について、提出資料により確認しました。

また、会計管理者から、取引先金融機関別決算状況について説明を受け、確認しました。

なお、水道料金長期滞納者への対応として、12 月下旬に給水停止執行通知を 3 件行っているが、停止措置にあたっては、対象世帯の生活状況等について、庁内各課と情報を共有しながら慎重に対応されるよう、意見申し上げました。

1 月は、企画財政課から提出された平成 30 年度の村発注工事請負契約の状況を、一覧表により確認し、うち抽出した 15 件につきまして、契約事務関係書類の内容を確認しました。

なお、教育委員会事務局で取り扱っている福祉センター施設利用料、印刷機使用料収入について、月ごとの収入合計控え及びその明細はあるが、金額確認取り扱い経過が不明であるため、取扱担当者、取扱責任者の確認欄を設けるなどして、取り扱い経過を明確にするよう、意見申し上げました。

2 月は、村発注工事等の執行状況の確認のため、平成 30 年度喬木村運動公園グラインド照明 LED 化改修工事、村単道路維持工事（北明神洞法面保護）など抽出した 5 件につきまして、現場監査いたしました。

また、会計管理者の現金保管状況の検査を実施しましたが、適正に事務処理保管されていることを確認しました。

次に、改善、見直ししていただく事項であります。9 月以降 6 回の例月出納検査と定期監査の中では、行財政の管理運営が順調に行われており、大きな瑕疵・誤謬はないものと認めました。

以上、監査報告といたします。

○議長（下岡幸文） 報告が終わりました。

ここで、議会選出監査委員より補足説明を求めます。

昼神監査委員。

○監査委員（昼神二三男） ただいまの代表監査委員の報告のとおり、私からの補足説明はございません。

以上です。

○議長（下岡幸文） 監査報告が終わりました。

ただいまの監査報告に対して、質疑はございませんか。

（発言者なし）

○議長（下岡幸文） 質疑がないようでありますので、以上で監査報告を終わります。

◇3 議案説明員の出席要請の報告

○議長（下岡幸文） 次に、本定例会における議案説明員の出席要請であります。地方自治法第121条の規定により、市瀬村長ほか関係課長等の出席を要請しております。

=== 日程第6 報告 ===

○議長（下岡幸文） 続いて、日程第6、報告に進みます。

◇ 報告第1号（専決第1号）斑状歯の治療に対する給付額を定めることについて

○議長（下岡幸文） 報告第1号、（専決第1号）斑状歯の治療に対する給付額を定めることについてを議題といたします。

それでは、朗読を省略し、直ちに専決処分について報告を求めます。

福澤生活環境課長。

○生活環境課長（福澤博之）（議案を朗読・説明）

○議長（下岡幸文） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 質疑がないようであります。

本案件は、地方自治法第180条の規定による専決報告議案です。

以上で、報告第1号の報告は終了いたしました。

=== 日程第7 議案審議 ===

○議長（下岡幸文） 続いて、日程第7、議案審議に移ります。

◇ 議案第 1 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

○議長（下岡幸文） 議案第 1 号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを議題といたします。

朗読を省略し、直ちに説明を求めます。

村澤企画財政課長。

○企画財政課長（村澤明彦） （議案を朗読・説明）

○議長（下岡幸文） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 質疑がないようであります。

お諮りいたします。

本案件は、議会運営委員長報告のとおり、総務産業建設常任委員会に審議を付託することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、議案第 1 号は、総務産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

◇ 議案第 2 号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（下岡幸文） 続きまして、議案第 2 号、職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

朗読を省略し、直ちに説明を求めます。

林総務課長。

○総務課長（林 浩樹） （議案を朗読・説明）

○議長（下岡幸文） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 質疑がないようであります。

お諮りいたします。

本案件は、議会運営委員長報告のとおり、本会議最終日に再度質疑を行い、採決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(下岡幸文) 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、本会議最終日に再度質疑、採決することに決定いたしました。

◇ 議案第3号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(下岡幸文) 続いて、議案第3号、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

朗読を省略し、直ちに説明を求めます。

林総務課長。

○総務課長(林 浩樹) (議案を朗読・説明)

○議長(下岡幸文) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(下岡幸文) 質疑がないようであります。

お諮りいたします。

本案件は、議会運営委員長報告のとおり、本会議最終日に再度質疑を行い、採決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(下岡幸文) 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、本会議最終日に再度質疑、採決することに決定いたしました。

◇ 議案第4号 喬木村特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(下岡幸文) 続いて、議案第4号、喬木村特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

朗読を省略し、直ちに説明を求めます。

林総務課長。

○総務課長（林 浩樹） （議案を朗読・説明）

○議長（下岡幸文） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 質疑がないようであります。

お諮りいたします。

本案件は、議会運営委員長報告のとおり、本会議最終日に再度質疑を行い、採決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、本会議最終日に再度質疑、採決することに決定いたしました。

◇ 議案第5号 富田陶芸館の設置及び管理に関する条例等を廃止する条例の制定について

○議長（下岡幸文） 続きまして、議案第5号、富田陶芸館の設置及び管理に関する条例等を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

議案第5号の案件は、議会運営委員長報告のとおり、会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号の案件は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

朗読を省略し、直ちに説明を求めます。

村澤企画財政課長。

○企画財政課長（村澤明彦） （議案を朗読・説明）

○議長（下岡幸文） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 質疑がないようでありますので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第5号については、原案のとおり可と決するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号については、可決いたしました。

◇ 議案第6号 阿島傘資料館の設置及び管理に関する条例の制定について

○議長（下岡幸文） 続いて、議案第6号、阿島傘資料館の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案第6号の案件は、議会運営委員長報告のとおり、会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号の案件は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

朗読を省略し、直ちに説明を求めます。

松島産業振興課長。

○産業振興課長（松島淑宜） （議案を朗読・説明）

○議長（下岡幸文） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 質疑がないようでありますので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第6号については、原案のとおり可と決するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(下岡幸文) 異議なしと認めます。

よって、議案第6号については、可決いたしました。

◇ 議案第7号 消防センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

○議長(下岡幸文) 議案第7号、消防センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第7号の案件は、議会運営委員長報告のとおり、会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(下岡幸文) 異議なしと認めます。

よって、議案第7号の案件は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

朗読を省略し、直ちに説明を求めます。

林総務課長。

○総務課長(林 浩樹) (議案を朗読・説明)

○議長(下岡幸文) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(下岡幸文) 質疑がないようでありますので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(下岡幸文) 討論なしと認め、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第7号については、原案のとおり可と決するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(下岡幸文) 異議なしと認めます。

よって、議案第7号については、可決いたしました。

◇ 議案第 8 号 喬木村水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（下岡幸文） 続いて、議案第 8 号、喬木村水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第 8 号の案件は、議会運営委員長報告のとおり、会議規則第 38 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、議案第 8 号の案件は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

朗読を省略し、直ちに説明を求めます。

福澤生活環境課長。

○生活環境課長（福澤博之） （議案を朗読・説明）

○議長（下岡幸文） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 質疑がないようでありますので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第 8 号については、原案のとおり可と決するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、議案第 8 号については、可決いたしました。

◇ 議案第 9 号 平成 30 年度喬木村一般会計補正予算（第 5 号）

◇ 議案第 10 号 平成 30 年度喬木村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

◇ 議案第 11 号 平成 30 年度喬木村介護保険特別会計補正予算（第 4 号）

◇ 議案第 12 号 平成 30 年度喬木村下水道特別会計補正予算（第 4 号）

○議長（下岡幸文） 続いて、議案第 9 号、平成 30 年度喬木村一般会計補正予算（第 5 号）、

議案第 10 号、平成 30 年度喬木村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）、議案第 11 号、平成 30 年度喬木村介護保険特別会計補正予算（第 4 号）、議案第 12 号、平成 30 年度喬木村下水道特別会計補正予算（第 4 号）、以上 4 件を一括議題といたします。
朗読を省略し、順次説明を求めます。

はじめに、議案第 9 号、平成 30 年度喬木村一般会計補正予算（第 5 号）について、説明を求めます。

村澤企画財政課長。

○企画財政課長（村澤明彦）（議案を朗読・説明）

○議長（下岡幸文） 次に、議案第 10 号、第 11 号の説明を求めます。

飯ヶ浜保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯ヶ浜教子）（議案を朗読・説明）

○議長（下岡幸文） 続いて、議案第 12 号の説明を求めます。

福澤生活環境課長。

○生活環境課長（福澤博之）（議案を朗読・説明）

○議長（下岡幸文） 以上で説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第 9 号から 12 号は、議会運営委員長報告のとおり、予算決算常任委員会に付託することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、議案第 9 号から 12 号は、予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ここで暫時休息といたします。

再開は午前 10 時 35 分といたします。

休 憩 午前 10 時 19 分

再 開 午前 10 時 35 分

○議長（下岡幸文） それでは、休憩を閉じて、会議を再開いたします。

-
- ◇ 議案第 13 号 平成 31 年度喬木村一般会計予算
 - ◇ 議案第 14 号 平成 31 年度喬木村国民健康保険特別会計予算
 - ◇ 議案第 15 号 平成 31 年度喬木村後期高齢者医療特別会計予算
 - ◇ 議案第 16 号 平成 31 年度喬木村介護保険特別会計予算
 - ◇ 議案第 17 号 平成 31 年度喬木村水道事業会計予算
 - ◇ 議案第 18 号 平成 31 年度喬木村下水道事業会計予算

○議長（下岡幸文） 議案第 13 号、平成 31 年度喬木村一般会計予算、議案第 14 号、平成 31 年度喬木村国民健康保険特別会計予算、議案第 15 号、平成 31 年度喬木村後期高齢者医療特別会計予算、議案第 16 号、平成 31 年度喬木村介護保険特別会計予算、議案第 17 号、平成 31 年度喬木村水道事業会計予算、議案第 18 号、平成 31 年度喬木村下水道事業会計予算、以上 6 件を一括議題といたします。

朗読を省略し、順次説明を求めます。

はじめに、議案第 13 号、平成 31 年度喬木村一般会計予算について、説明を求めます。

村澤企画財政課長。

○企画財政課長（村澤明彦） （議案を朗読・説明）

○議長（下岡幸文） 次に、議案第 14 号から第 16 号までの説明を求めます。

飯ヶ浜保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯ヶ浜教子） （議案を朗読・説明）

○議長（下岡幸文） 続いて、議案第 17 号、第 18 号の説明を求めます。

福澤生活環境課長。

○生活環境課長（福澤博之） （議案を朗読・説明）

○議長（下岡幸文） 以上で説明が終わりました。

お諮りいたします。

議案第 13 号から 18 号までは、議会運営委員長報告のとおり、予算決算常任委員会に付託することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、議案第 13 号から 18 号は、予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

3. 散会

○議長（下岡幸文） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日の会議は、これにて散会といたします。

大変ご苦勞さまでした。

散 会 午前 10 時 51 分